

## CCRVDF (Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods : Codex 残留動物用医薬品部会)

Codex 委員会の一般問題部会の一つで、畜産食品生産において使用される動物用医薬品（予防的または診断目的で使用されるものを含む）や、飼料・飲水などに添加する飼料添加物のうち薬理作用のあるものを検討する。本稿ではわが国の慣例に従い「動物用医薬品」と記す。ホスト国は、アメリカ合衆国である。一般問題部会のうちでは新しいもののひとつで、1982 年に第一回が開催され、2025 年末までに 27 回開催された。

任務は、①食品中の動物用医薬品の残留について優先リストを作成、②それらの物質について基準値を勧告（注：Procedural Manual には maximum levels と書いてあるが、実際には maximum residue limit, MRL）、③必要に応じて規範を作成、④食品中に残留する動物用医薬品を定量するための分析サンプリング法を検討することである。

基準値の設定では、当該物質の製造者が提出する毒性及び残留濃度データや動物代謝試験結果等を FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）が評価し、それに基づいて勧告する MRL 案を CCRVDF が検討し、合意されれば総会で承認されて Codex MRL となる。基準値は当該動物用医薬品の使用が許可されている家畜・家禽・養殖魚ごとに必要に応じて筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、乳に設定され、以下のデータベースから検索できる。

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/vetdrugs/en/>

残留基準値以外に、動物由来食品中の動物用医薬品の管理のために、食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連する国内の食品安全規制プログラムの計画と実施に関するガイドライン（Guidelines for the Design and Implementation of National Regulatory Food Safety Assurance Programmes Associated with the Use of Veterinary Drugs in Food Producing Animals, CX-G 71-2009, 改訂 2014）がある。

（山田 友紀子）